

※すでに申請・及び申請準備をされている事業者の皆さま

この度、すでに公示している「提出要領」の一部について以下のとおり改訂させていただきます。

当方の不備により皆さまに多大なご迷惑をおかけいたします。

【改訂内容】 =====

- 提出要領 7項 「3. 申請書類の記入について」(3-1のIX)
- 申請書 「業態調書」(様式5)

<改訂前>

「13 測量等実績高」の各欄については、下記により記載して下さい。

a 「競争参加資格希望業種区分」欄には、下表により競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）についてのみ記載して下さい。

なお、環境省が定める競争参加資格希望業種を希望される場合においては、公共事業の円滑な遂行と業務の適性を図る観点から、**以下に対応する登録がなければ希望することは出来ないため留意して下さい。**

また、「その他」については、競争参加資格希望業種には含まれていないことから、その他の業務内容が、競争参加資格希望業種のいずれかに計上されていることが発覚した場合、不受理又は取消とします。

<改訂後>

「13 測量等実績高」の各欄については、下記により記載して下さい。

a 「競争参加資格希望業種区分」欄には、下表により競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）についてのみ記載して下さい。

なお、環境省が定める競争参加資格希望業種を希望される場合においては、公共事業の円滑な遂行と業務の適性を図る観点から、**国土交通省の登録規定に基づく登録がある場合には必ず現況報告書等の必要書類をそれぞれ提出して下さい。**

(※詳細については、様式2-1及び2-2記載事項を参照。)

また、「その他」については、競争参加資格希望業種には含まれていないことから、その他の業務内容が、競争参加資格希望業種のいずれかに計上されていることが発覚した場合、不受理又は取消とします。

<補 足>

以下に対応する登録がある場合には、必ず現況報告書等の必要書類をそれぞれ提出して下さい。

なお、登録が無い場合でも申請は可能です。

ただし、測量法・建築士法・不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録は必須となっているので、これに対応するものは登録がなければ希望することは出来ないため留意して下さい。)

- 「**測量**」：測量法第55条の8に基づく書類のうち、頭紙と損益計算書。
- 「**自然環境共生コンサルタント業務**」：建設コンサルタント現況報告書(建設コンサルタント登録規定第7条第1項)のうち、頭紙(イ)と様式第18号(ハ)
- 「**土木関係建設コンサルタント業務**」：建設コンサルタント現況報告書(建設コンサルタント登録規定第7条第1項)のうち、頭紙(イ)と様式第18号(ハ)
- 「**地質調査業務**」：地質調査業者現況報告書(地質調査業者登録規定第7条第1項)のうち、頭紙(イ)と様式第18号(ハ)
- 「**補償関係コンサルタント業務**」：補償コンサルタント現況報告書(補償コンサルタント登録規定第7条第1項)のうち、頭紙(イ)と様式第16号(ハ)